

山口市空き家バンク改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市空き家バンク及び地域が主体となる空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）において売買又は賃貸借に関する契約を締結した物件（以下「成約物件」という。）に入居があった場合、空き家の所有者に対し成約物件を改修するための費用の一部を支援することにより、空き家バンクへの登録促進及び移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 山口市空き家バンク設置要綱第5条第2項に規定する登録物件及び地域が主体となる空き家バンクの登録物件をいう。
- (2) 空き家の所有者 空き家バンクにおいて売買又は賃貸借に関する契約を締結している空き家の所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は次の各号のいずれにも該当する空き家の所有者とする。

- (1) 空き家の改修をした後5年以上当該空き家に居住する見込みがあること。
- (2) 市税等に滞納のないこと。
- (3) 空き家の改修に関して山口市で実施している他の補助金等を受けていないこと。
- (4) 成約後6月以内であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、空き家改修のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の改修は、市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が行うものであること。
- (2) 空き家の改修は、水質検査等の改修前に行う必要なものを除き、第7条に規定する交付決定後行うこと。
- (3) 空き家の改修は、当該年度末までに完了すること。
- (4) 対象となる経費総額（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上となる改修

2 前項の対象事業は、同一物件に対して1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山口市空き家バンク改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、工事着手までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市空き家バンク改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市空き家バンク改修事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し山口市空き家バンク改修事業補助金変更等承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した時は、速やかに山口市空き家バンク改修事業完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(完了検査及び補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実施検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象改修工事の内容が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市空き家バンク改修事業補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市空き家バンク改修事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付通知者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命

ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額
<p>空き家の機能向上のため行う下記の工事（新設・改造・修繕・撤去）にかかる経費。</p> <ul style="list-style-type: none">①屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング②雨樋の取替③床、壁、天井材の張替④ドア、ふすま、障子等の建具や畳の取替、張替⑤ガラス、網戸の交換⑥サッシ、雨戸の設置、取替⑦カウンター、棚の設置⑧間取り等の変更に伴う壁等の工事⑨床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置⑩耐震補強工事⑪井戸用ポンプの工事⑫浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の工事⑬給排水衛生設備工事⑭システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象）⑮コンロの取替え工事⑯ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む）⑰太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く））⑱火災報知機の設置	<p>空き家の改修に要する費用の2分の1（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし30万円（過疎地域（徳地地域及び阿東地域）に所在する空き家の場合は45万円）を限度とする。ただし、空き家への入居者及びその配偶者の双方又はいずれかが補助申請年度の4月1日現在で45歳未満である場合は、改修に要する費用の3分の2（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし40万円（過疎地域（徳地地域及び阿東地域）に所在する空き家の場合は60万円）を限度とする。</p>

⑲防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事

⑳換気扇、換気空清機ロスナイの設置

㉑床暖房設備工事、ペレットストーブの設置

㉒スイッチ、コンセント、配線等の電気工事

㉓玄関フード・サンルームの増築

㉔バルコニーの増築

㉕ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る）

※機器等の設置については、取付工事を伴うものを対象とする。

※併用住居のうち、住宅部分に係る工事を対象とする。

※上記工事に伴う水質検査料は対象とする。